

平成 30 年度事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで)

1 淨化槽法定検査及び関連事業

(1) 淨化槽法定検査事業

① 検査実施計画

法第 7 条検査 3, 000 基

法第 11 条検査 29, 000 基 計 32, 000 基

(法第 11 条検査のうち 10 人槽以下の対象地区：広島市、呉市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町)

② 検査実施計画達成の方策

ア 受検率向上の取り組み

浄化槽法定検査の受検率の向上を図るため、未受検浄化槽の管理者（所有者）名、住所等の情報を最新で正確なものとするよう努めるとともに、この情報に基づき効果的な受検依頼を確保するため、次の取り組みを実施する。

- ・未受検者への受検案内送付
- ・受検案内未達分の宛先氏名・住所等の再精査処理
- ・会員への掘り起し委託実施
- ・行政機関である市町へ浄化槽台帳整備、未受検者指導、共同訪問等の各種要請

イ 契約締結の推進

法定検査を毎年確実かつ効率的に実施するため、10 人槽以下の浄化槽管理者との三者契約、11 人槽以上の二者契約の締結を推進する。

ウ 精度管理の実施

・水質検査

土日対応の自動 BOD 測定システムにより、法定検査を行う全ての浄化槽について BOD 水質検査を実施し、安定して正確な測定結果を得るために、的確なシステム維持管理の徹底、検査環境の整備など検査業務の精度管理を行う。

また、定期的に pH 計の検定を受け、精度管理を徹底する。

・検査技術の向上

検査員の検査技術の向上及び現場検査の精度管理の徹底を図るため、検査員研修会、検査員研究会、5S 委員会、接遇研修、現場検査指導等の OJT を含めた体系的な内部研修の充実に努め、全国浄化槽技術研究集会など外部の各種の集会、講演会、研究発表会等に検査員を参加させるなど、他県の検査機関との交流を図る。

- エ 各種会議開催等
- ・浄化槽検査委員会
 - ・製造・施工部会及び保守点検・清掃部会会議
 - ・運営懇談会
 - ・広島県浄化槽適正維持管理促進協議会
 - ・広島県環境行政総合調整会議浄化槽部会
 - ・県、(公社) 広島県浄化槽維持管理協会との連絡調整会議
 - ・(一社) 全国浄化槽団体連合会諸会議
 - ・(一社) 全国浄化槽団体連合会中国支部協議会会議 等

(2) 法定検査関連普及啓発等事業

① 環境啓発イベント参加

広島県等が開催する環境啓発イベントに出展参加する。

② 浄化槽の日普及啓発事業

10月1日の浄化槽の日の浄化槽の適正な維持管理等を訴える新聞広告、懸垂幕掲示等を行う。

③ 浄化槽設置者講習会

関係市町との共催により、浄化槽の新規設置者を対象に浄化槽適正管理に資するための講習会を開催するとともに、浄化槽の正常な機能保障等の周知徹底に努める。

④ その他会報発行、ホームページ運営等による普及啓発及び情報提供事業

浄化槽の適正な設置・管理及び浄化槽法定検査の制度、手続き等に関する情報、浄化槽に関連したその他の情報を更新提供する。

⑤ 水環境保全活動助成

法人設立30周年を記念して出発した当該事業を継続実施する。

(3) 浄化槽台帳整理業務等の受託

浄化槽台帳整理事業等を受託し、休止、廃止等浄化槽の使用状況の調査を行い、未受検浄化槽の台帳整理を行う。

2 その他事務事業

会議の開催

- | | |
|------------|----|
| ① 総会 | 1回 |
| ② 正・副理事長会議 | 3回 |
| ③ 理事会 | 3回 |